

公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団
健康づくり運動実践団体支援事業助成要綱

(令和5年3月31日制定)

改正 令和5年4月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団助成金の交付に関する規則（令和5年3月28日制定。以下「助成金規則」という。）に定めるもののほか、助成金規則第21条の規定に基づき、健康づくり運動実践団体支援事業の執行について必要な事項を定める。

(健康づくり運動実践団体支援事業)

第2条 この要綱において、「健康づくり運動実践団体支援事業」とは、地域で健康づくりを実践している保健・医療・福祉団体等（以下「団体」という。）に対し、自走化に向けた支援活動を行う事で、県民の健康づくり運動の取組みの活性化と健康意識の高揚を図る事業である。

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体とは、次の各号を満たしているものとする。

- (1) 沖縄県内で公益活動を行っており、構成員（会員又は職員等）が10名以上の団体であること
- (2) 計画に従い責任をもって事業を遂行できる団体であること
- (3) 営利、政治、宗教活動を目的としない団体であること

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、前条の団体が実施し、次の各号に掲げるものとする。ただし、申請団体の構成員等限られた範囲を対象とする事業は対象外とする。

- (1) 栄養・運動・ストレス対策等健康づくりに関する公開講座等の開催事業
- (2) 地域住民の健康意識を向上させる啓発または支援事業
- (3) 健康経営をテーマとするセミナー等の開催事業
- (4) その他理事長が特に認める事業

2 前項の各号に掲げる事業については、当該会計年度の2月末までに実施を完了する事業を対象とする。

(対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成対象事業を実施するために必要な経費で、別表1の経費を除くものとする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、1団体1事業あたり30万円を上限とし、かつ助成対象経費の10分の9以内の額とする。ただし、千円未満は切り捨てるものとする。

(助成の回数)

第7条 同一の事業についての助成金の交付は1団体につき3回までを限度とする。

(助成の申請)

第8条 助成を受けようとするものは、助成申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、5月末日までに理事長に提出するものとする。

2 申請は1団体につき1事業までとする。

(助成の決定)

第9条 理事長は、前条の助成申請書を受理したときは、必要な審査を行い、当該事業年度の事業計画に基づき助成することのできる資金の状況を勘定の上、助成の可否を決定し、助成決定通知書(様式第2号)又は助成不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第10条 助成決定の通知を受けた団体(以下「助成事業者」という。)は、助成事業の内容を第9条の決定後原則として変更することはできない。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、計画変更申請書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

2 助成事業者は、助成事業の実施に伴う各種印刷物への助成名義の表示及び事業団が定める各種方法により、事業団の助成対象事業であることを広く一般に明示するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 助成事業者は、やむを得ない事情により助成金の申請の取下げをする場合は、速やかに、助成申請取下書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

(実績の報告)

第12条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、助成事業実績報告書(様式第6号)に証拠書類等の必要な書類を添えて、事業完了の日から30日以内若しくは当該年度の2月末のいずれか早い日までに、理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第13条 理事長は、前条に定める助成事業実績報告書等を受理したときは、その内容を審査し、当該助成対象事業の成果が助成決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第7号)により助成事業者に通知するものとする。

2 助成対象事業において、当助成金以外からの収入があった場合は、助成対象経費から収入を控除した額に助成率を乗じた額を助成金の確定額とする。

(助成金の請求及び交付)

第14条 助成事業者は、助成金の確定通知を受けた時は、速やかに助成金請求書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。その後、理事長は助成金請求書を受理し、助成事業者に対し助成金を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第15条 助成事業者は、事業実施に関する証拠書類を整備し、当該事業年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、別に定める。

別表1 (第5条関係)

助 成 対 象 外 経 費	1 通常の活動にかかる運営経費（関係者の給与、家賃、光熱水費等） 2 飲食費 3 備品（形状および性質を変えずに比較的長期間の使用又は保存に耐えるもので一品又は一式の取得価格又は取得見積価格が3万円以上のもの） 4 補助金（助成金など、これに類するものを含む） 5 事業経費に係る手数料（振込手数料等） 6 領収書等の支払い事実が確認できないもの 7 事業運営に直接必要ないと思われる経費 8 他事業と共用の経費 9 その他理事長が対象外と認めたもの
--	---